

# 統計調査と世論調査

総務庁統計局統計調査部

国勢統計課調査官 藤田 峯三

世論調査の結果が新聞の一面トップ記事になり、国費を450億円、5年の歳月と多大な国民負担のもとに実施した国勢調査の結果が3面片隅に小さく掲載されているのを見ると若干の疑問をいだくことがある。しかし、これは調査関係者のエゴであって一般国民は何ら疑問は持たない。もちろん、この場合マスコミが大きく扱ったのはニュースバリュウの問題であって、調査の種類によるものではないことは分かっている。

われわれが少しでも疑問をいだいたとしたら、それは常日頃統計調査と世論調査を区別して考えたり、取り扱ったりしていることによるものだと思う。

ところで、統計調査と世論調査の違いはどこにあるのだろうか。いくつかのことについて考えてみたい。

## — 調査の形成過程に違いがある —

国民を対象とした統計調査は、わが国では杉亨二博士が明治12年に初めて行ったとされる「甲斐国現在人別調」にしろ、明治3年の「府県物産表」の作成にしる国民やその生産活動の実態把握が目的であって、国民の世論を吸収して政策に反映させようなどという意図はなかった。

世論調査は戦後の民主主義の発展に伴い、近代的な統計手法とともに普及してきたものであり、いわば本流は実態把握を目的とした統計調査であるという意識が統計関係者の間に根強い。これはセンチメンタルな議論であっ

て異論もあると思われるが、統計調査と世論調査を区別して考える一つの要因となっている。しかし昭和20年代、近代的な統計手法といわれている標本理論全盛時代には、統計調査、世論調査の区別なくその手法の確立のために熱心な議論が展開されたものである。

## — 実態把握は統計調査で

### 意識の調査は世論調査 —

この議論は、統計調査と世論調査を区別して考えるさい一番よくなされるものである。

これは大雑把な議論としては成り立つかも知れないが、正確ではない。確かに、過去の調査を見るとある程度それはいえるが、統計調査の中でも雇用・失業関係の調査や国民生活に関する調査などでは、意識項目が重要な調査項目となっている。反対に、世論調査の中にも属性項目として従来から実態に関する項目が入っているし、最近の世論調査の中には実態調査と何ら変わらないものも多い。

このように考えてくるとこの議論も統計調査と世論調査を区別する決定的なものとはなりえない。

## — 作成機関が官庁か民間か —

わが国の統計調査は、戦前、戦後を通じて官庁統計機構の中で実施されてきた。これは世界各国とも似たような事情にある。その理由はいくつか考えられる。

第一に統計の最大のユーザーは官庁自体であるということである。国が自ら必要なデー

タを自ら作るようになったといえる。第二は、統計調査の精度を一定水準以上に保持するためには国民に申告義務を課す必要がある。国民に義務を課すことは、国家と国民との権利義務関係となり法律行為である。権利、義務を規定する法律行為は国家以外はなしえないことである。第三の理由は、全国的な膨大な事務量を処理できるネットワークは官庁機構しかありえないからである。第四は、統計調査はコマーシャルベースにのりえない多額の経費を必要とし、民間機関では負担しきれない。

しからば、世論調査も官庁機構の中で実施したらどうかという議論になる。事実、世論調査は、民間機関はもちろん、総理府広報室や各省庁・地方公共団体のあらゆる部局で行

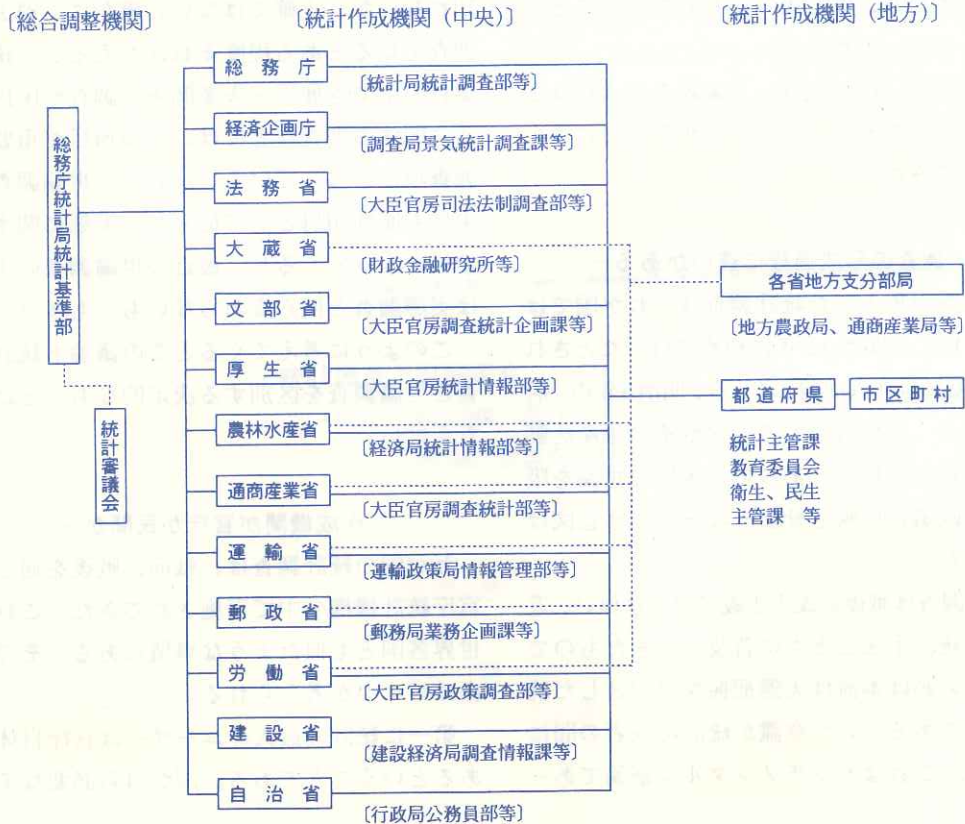
われている。したがって、単純に作成機関によって統計調査と世論調査を区別することは不可能である。

－統計法の適用と統計行政機構－

以上のように考察してみると、統計調査と世論調査を区別する基準は、統計法（昭和22年法律第18号）の適用と統計行政機構に求めざるを得ない。

昭和22年統計法が成立した。その目的は第1条において、「この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。」と書かれている。この時点において、世論調査はわが国の統計体系と統計制度から除外されたわけである。

我が国の統計行政機構



すなわち、わが国の統計体系として統計法で取り上げられた統計調査は、指定統計調査（第3条）、届出統計（第8条）および統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基く承認統計の3種類に限定され、世論調査は含まれていない。このうち指定統計調査は、申告の義務（第5条）および罰則（第19条）規程が設けられている。また、指定統計調査と届出調査および承認統計とも秘密の保護（第14条）、調査票の目的外使用の禁止（第15条および第15条の2）および調査票等の管理責任（第15条の3）の規定など厳しく運用されている。世論調査はこのような制約のない調査として独自の歩みを始め、現在に至っている。この点が統計調査と世論調査が区別される一番大きな理由として取り上げられる。

これに関連して、わが国の統計行政機構の問題もある。統計法に基く統計調査を実施する行政機構として、中央の各省庁に統計主管部局を設置して、各省庁が所管行政に必要な統計を作成するとともに、総務庁統計局が各省庁の所掌に属さない国勢の基本となる統計調査を実施する体制がとられている。また、地方統計機構としては、都道府県や市町村の統計主管部課（係）等がおかれている。（図参照）これに対して、世論調査を実施する行政機構としては、唯一国立世論調査所を発展解消してつくった総理府広報室が存在するのみである。

#### －結論として世論調査は小規模・

#### 単純調査しかできない－

以上のような流れで話を進めてくると、世論調査は調査に対する申告義務がないから調査票の回収率が悪くなる。また、調査機構が確立されていないから大規模な調査は不可能である。結果として、小規模・単純集計しか

できないということになる。

しかし、世論調査も統計調査も、わが国の社会経済機構のなかでは重要な役割を果たしており、冒頭で述べたように、即時的には世論調査のほうが社会的インパクトが強い場合が多い。それはどのような理由にもとづくものであろうか。

#### －世論調査は時勢に適した大胆な

#### テーマが選択でき、迅速に結果がでる－

世論調査の最大の利点は、その時代の社会情勢に即したテーマについて調査ができ、かつ、早く結果がでるところにある。

テーマの選択に関しては、統計調査も世論調査も大した変化はないだろうと思う向きもあるがそうではない。調査の規模が大きく、一定周期での調査が多い統計調査の場合には、テーマについても、また個々の調査事項についても選択・変更の余地は非常に少ない。さらに、統計調査の場合は、テーマや調査事項が基礎的であるという調査事項自体の特質や手続きが煩雑なことも大きな要因となっている。

また、迅速性に関しては、統計作成者の使命は、正確性と迅速性であるといわれるくらい重要なことであるが、膨大な集計量を必要とする統計調査の場合はそう簡単にはいかないのが実情である。

いずれにしても、世論調査と統計調査は社会の中でそれぞれ役割分担をしているというのが結論である。

